ローカル 10,000 プロジェクト

～地域経済循環創造事業交付金～

三好市地域経済循環創造事業補助金
募集要領

お問い合わせ
三好市企画財政部地方創生推進課
TEL：0883-72-7607

ローカル 10,000 プロジェクトとは？

ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）は、産学金官の連携により、地域の人材・資源・資金を活用した**新たなビジネスを立ち上げ**ようとする民間事業者などのみなさまの**初期投資費用を支援**するものです。民間事業者、国、地方が一体となって、将来にわたって富を生み出していく仕組み（地域経済循環）づくりに取り組んでいます。

ローカル 10,000 プロジェクトを活用して地域密着型事業をスタートするまでの流れ

① 地域密着型事業を始めたい

※地域密着型事業とはその土地の**資源と資金を活用した、地域に雇用を生み出す事業**の事です。

⬇

② 三好市（もしくは地域金融機関）に相談

⬇

③ **三好市地域経済循環創造事業補助金**の交付申請を行う（**令和 8 年 11 月 13 日まで**）

⬇

④ 三好市地域経済循環創造事業補助金の審査結果により、三好市が総務省へローカル 10,000 プロジェクトを申請（**令和 9 年 4 月以降**）

⬇

⑤ 総務省の審査に通過し、補助金＋融資で初期投資費用を確保する

⬇

⑥ 事業の安定したスタートを切ることができる

確認チェックシート

6 項目**全てに**該当する場合は支援対象の可能性があります

- □ **地域の資源を活用する事業である**
- □ **地域の新たな雇用創出に期待できる事業である**
- □ **地域金融機関からの融資を検討している**
- □ **地域課題解決につながる事業である**
- □ **新規事業の立ち上げである**
- □ **新規性・モデル性が感じられる事業である**

三好市地域経済循環創造事業補助金について

1　対象となる事業

次の(1)から(6)の全てに該当する事業が対象となります。

(1)　総務省要綱第８条の規定により市長が交付決定を受けたものであること。
※ローカル 10,000 プロジェクトの審査を通過したもの

(2)　三好市総合戦略の戦略目標の達成に寄与するものであること。

(3)　実施に当たり必要な**１人以上の従業員を新たに市内で雇用する**ことを計画していること。

(4)　事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。

(5)　他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。

(6)　事業の対象経費のうち、補助対象事業を行う者が地域金融機関、日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫から受ける無利子の**貸付額（以下「融資額等」という。）の総額が、補助金の額と同額以上**であり、当該融資は無担保（補助事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。）の融資であること。

2　対象となる者

対象となる事業を実施する民間事業者等で、次の(1)から(4) の全てに該当する事業が対象となります。

(1)　市内に事業所を有し、または設置しようとする者

(2)　当該事業に対して市が実施する他の補助金を受けていない者

(3)　国税、県税及び市区町村税（法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、地方法人特別税、法人都道府県民税、法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税）の滞納がない者

(4)　三好市暴力団等排除措置要綱（平成２３年三好市告示第１９号）に規定する排除措置対象者に該当しない者

3　対象となる経費

総務省要綱による交付金の交付決定の日から、実績報告をした日までに要した経費とします。

経費の区分	内容
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物附属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕並びに購入に係る経費（用地取得費を除く。）
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、交付金事業者と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、交付金事業者が直接行う調査研究に係る経費は除く。

4　補助金の額

対象となる経費から融資額等及び事業者の自己資金等の合計額を差し引いた額とし、1事業あたり次に定める額を条件とします。

ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

融資額等と補助金の額の割合	補助上限額
融資額等が補助金の額と同額以上２倍未満の場合	３，０００万円
融資額等が補助金の額の２倍以上３倍未満の額の場合	４，０００万円
融資額等が補助金の額の３倍以上４倍未満の額の場合	５，０００万円
融資額等が補助金の額の４倍以上の額の場合	５，５００万円

5　申請方法

【事前相談】

電話にて事前相談の予約をしてください。

申請用紙等に必要事項を記入したうえで、事前相談に参加してください。

なお、事前相談は、祝日を除く平日の午前９時から午後５時まで、場所は市役所本庁舎２階地方創生推進課になります。

※予約なしでお越しいただいた場合、担当者の不在等で相談を受け付け出来ない場合がございますのでご承知おきください。

【申請期間】

令和８年10月13日(火)から令和８年11月13日(金)まで

※祝日を除く平日の午前９時から午後５時まで

【提出書類】

(1)　三好市地域経済循環創造事業補助金交付申請書（様式第１号）

(2)　総務省が定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書

(3)　収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料

(4)　工程表その他の完成までのスケジュールが分かる資料

(5)　直近年度の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、地方法人特別税、法人都道府県民税、法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税の未納がないことの証明書の写しまたは納税証明書の写し

(6)　このほか、追加資料の提出を求める場合があります。

【申請用紙等の配布】

申請用紙等は、以下のいずれかの方法により入手できます。

・地方創生推進課または各支所にて配布

・市のホームページからダウンロード

※まずは地方創生推進課へお問い合わせください。

【留意事項】

この補助金は**令和９年度に国へ申請する事業**に対しての補助金となります。

総務省の審査の結果、事業の**採択が受けられなかった場合**や、**市の予算が承認されなかった場合**は、**補助金は交付されません。**

6　総務省への申請

申請書類を三好市において審査し、審査の結果、ローカル 10,000 プロジェクトの事業として適当であると判断した場合、**令和９年度４月以降**に**三好市が総務省へ**申請を行います。

なお、総務省への申請に係る基準は、次のとおりです。

(1)　地域密着型事業であること。

(2)　事業計画及び予算計画に実現性があること。

(3)　新規性があり、他の自治体のモデルとして期待される事業であること。

7　交付（不交付）決定

総務省において審査を行った結果は、三好市あてに通知されます。その決定内容を三好市地域経済循環創造事業補助金交付決定として申請者に通知します。

交付決定通知を受理した申請者は、決定通知の日付から対象事業を開始することができます。

8　補助金交付の条件

補助金の交付決定には、次の条件を付するものとします。

(1)　補助金をその目的以外に使用してはならないこと

(2)　事業に要する経費の配分または事業の内容の変更をする場合においては、市の承認を得ること

(3)　事業を中止し、または廃止しようとする場合においては、市の承認を受けること

(4)　事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市に報告してその指示を受けること

(5)　補助事業を行う者は、補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、事業が完了した日の属する年度の終了後５年間保存すること

(6)　市から要求があったときは、事業の遂行状況について三好市地域経済循環創造事業補助金遂行状況報告書（様式第４号）にて報告を行うこと

※申請の取下げ、事業の中止、事業内容の変更があるときは、早急に地方創生推進課まで連絡してください。

9　実績報告

事業が完了した日から起算して 30 日以内、または交付の決定を受けた日が属する年度の３月 31 日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書等を市に提出してください。

(1)　三好市地域経済循環創造事業補助金実績報告書（様式第９号）

(2)　契約書、請求書、領収書及び納品書等の写し

(3)　融資機関からの融資決定通知その他の融資額等を確認できる書類

(4)　事業の成果が分かるもの（写真、設計図、施設等設置位置図、雇用状況等）

(5)　補助金についての経理を明らかにする帳簿の写し

(6)　この他、追加資料の提出を求める場合があります。

10　補助金の支払い

補助事業者からの三好市地域経済循環創造事業補助金請求書（様式第１２号）を受理してから 30 日以内に支払います。

また、交付決定があった事業は、補助金の概算払いを受けることができます。概算払いを希望する場合にも、三好市地域経済循環創造事業補助金請求書（様式第１２号）を提出してください。

11　補助金の精算及び返還

概算払いを受けた補助事業者は、補助金の額の確定があった後に残高が生じた場合は、残金を全て市に返還してください。

また、次の掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。その場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることがあります。

(1)　補助事業者が、法令、三好市地域経済循環創造事業補助金交付要綱またはこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

(2)　補助事業者が、補助金を補助事業以外の事業に使用した場合

(3)　補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4)　交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5)　実績報告により消費税等仕入控除税額が確定され、返還が必要と認められた場合

12　その他

詳細については、三好市地域経済循環創造事業補助金交付要綱をご確認ください。

※**【ご注意ください】**現在、総務省の補助率見直しに対応するため、補助金交付要綱の改正を進めております。要綱の改正完了までの間、補助金の額についてはこちらの要領をご参照ください。

13　お問い合わせ先

〒778-8501

三好市池田町サラダ 1610 番地 1

三好市企画財政部地方創生推進課

TEL：0883-72-7607

MAIL：chihousouseisuisin@city.tokushima-miyoshi.lg.jp